

総務委員会会議録

平成25年6月27日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 11:49

【 案 件 】

1. 議案第54号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)
2. 議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
3. 議案第62号 財産の取得(消防ポンプ自動車)
4. 議案第71号 飯塚市職員の給与の臨時特例に関する条例
5. 議案第72号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)
2. 市県民税申告に係る収入金額の入力遅延による
国民健康保険税納税通知書の税額誤りについて (課税課)

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第54号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。
執行部の補足説明を求めます。

財政課長

「議案第54号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」の概要についてご説明いたします。

別に配布いたしております「補正予算資料」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、一般会計で1億6451万8千円を追加いたしております。補正後の予算総額は627億4051万8千円となっております。表の下のほうに記載しておりますように、主に当初予算編成後に発生しました事由により、早急に執行すべき経費について追加するため補正するものでございます。

次の2ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、予算書のページを記載いたしております。

まず、歳入の国庫支出金および県支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業の特定財源を追加するものでございます。

繰入金は、今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金1324万2千円を取り崩すものでございます。

市債につきましては、目尾・幸袋小中学校進入道路新設に伴う用地購入費および調査測量設計委託料等に係る財源として、合併特例債を活用するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費の企画費では、特定地域再生事業費補助金、10分の10を活用しまして、少子高齢社会に対応した都市の実現、市民が健康で生きがいを持ち豊かに暮らすことができる都市の実現を図るため、いづか健幸都市マスタープランを策定するものでございます。

諸費の防犯灯管理経費では、地球温暖化推進事業費補助金、10分の10を活用しまして、市及び自治会所有の防犯灯の現状把握の調査を行い、LED照明の導入を図るものでございます。

民生費では、高齢者福祉費で計上しております地域支え合い体制づくり事業費は、福岡県高齢者等地域支え合い体制づくり事業費補助金、10分の10を活用しまして、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活が送れるように、医療・介護分野と民生委員等の他業種が連携する地域包括ケアの構築事業を行うものでございます。

3ページをお願いします。介護基盤緊急整備補助金は、他地域の小規模社会福祉施設におきまして、火災により入居者が死亡するという事故が発生したため緊急に防災体制を整えるため、福岡県介護基盤緊急整備費補助金、10分の10を活用しまして、3施設のスプリンクラー等の整備および1施設の防災補強改修に対する補助を行うものでございます。

児童措置費では、福岡県保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金、10分の10を活用しまして、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士等の処遇改善、主に基本給、賞与等の引上げに取り組む私立保育所21園への資金の交付を行うものでございます。

青少年対策費の子ども・子育て支援事業費は、福岡県地域子育て活動支援費補助金、10分の10を活用しまして、平成27年度に施行されます子ども・子育て支援法に伴う事業計画策定のためのニーズ調査及び子ども・子育て会議を行う経費を追加するものでございます。

労働費の労働諸費では、緊急雇用創出事業といたしまして、文化・芸術ふれあい事業、ベンチャー企業研究開発等支援事業、地域産業課題解決支援事業及び街なか賑わい情報発信事業の4事業を行うものです。

文化・芸術ふれあい事業につきましては、質の高い文化・芸術に接する機会を提供し、人間性豊かな児童生徒の育成を推進するもので、小学校6年生を対象に劇団四季のミュージカル鑑賞等を実施するものでございます。

ベンチャー企業研究開発等支援事業委託料につきましては、起業後10年以内の成長分野のベンチャー企業を公募し、新製品の開発、販路開拓等を支援するものでございます。

地域産業課題解決支援事業委託料につきましては、支援オフィス、課題解決ワークショップの開催などを通じ、課題解決型のビジネス創出につなげるものでございます。

街なか賑わい情報発信事業委託料につきましては、コミュニティラジオ、コミュニティカフェの開設、運営により情報発信を行い、文化・交流事業の支援するものでございます。

次に、土木費の道路橋りょう維持費の橋りょう長寿命化事業費は、橋りょう長寿命化実施計画、これは10年間、平成25年から34年までで18橋を対象としまして、総額5億円を予定しておりますが、この計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金、これは55%の交付率でございますが、これを活用しまして、平成25年度から10年間で18橋の修繕工事を行うことにしており、今年度は徳前大橋及び駅通り橋の長寿命化を行うための工事設計委託料を追加するものでございます。

道路橋りょう新設改良費の目尾・幸袋小中学校進入道路新設事業費は、目尾・幸袋小中学校統合事業に係る進入道路の新設にあたり、新設道路工事実施設計のための調査測量設計委託料、家屋補償費等算定委託料および用地購入費を追加するものでございます。

教育費の社会教育総務費では、国の委託事業、社会教育活性化支援事業委託金、これも10分の10でございますが、この委託金を活用しまして、市立図書館が中心となって実施している「サイエンスモール in 飯塚」の構成事業の1つでございます「世界一行きたい科学広場」の実施のため、実行委員会負担金を追加するものでございます。

文化財保護費の旧伊藤伝右衛門邸保存整備事業費は、庭園が国指定名勝となったことを受け、文化財保存整備事業に係る50%の国補助及び15%の県補助を活用しまして、平成25年度から平成29年度の5カ年計画で、庭園を中心とした旧伊藤伝右衛門邸の保存整備事業を実施

するもので、平成25年度は調査設計等委託料、各所保存整備工事および白蟻防除委託料を追加するものでございます。

債務負担行為につきましては、平成26年4月から見込まれております消費税率改正に伴います増額分の負担の軽減などに対応するため、清掃工場電気・機械設備等更新、他3件の委託料について債務負担を設定するものでございます。また、4ページに記載のLED防犯灯借上料につきまして、平成25年度から平成35年度まで、実質10年間でございますが、市及び自治会所有の防犯灯LED化をリース方式で実施するため、債務負担を設定するものです。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

兼本委員

まず、いづか健幸都市マスタープラン策定事業費でございますが、健康でそして幸せに長生きをさせるというような形を飯塚市がつくろうということで、マスタープランを策定しようということで、これはダイマル跡地ができ上がった1階を購入して、健康ひろばとかそういうものをつくるのに関連してるんだと思うんですけど、聞くところによりますと、歩くだけという話をしておりましたけど、この健康で幸せになるということでは、飯塚市としては国民健康保険、健康であれば病院にかかることも少なくなるから国民健康保険も赤字が少なくなるんじゃないだろうか。介護についても予防の介護で、それからこの最後で出ております、地域支え合いとかいうような形のものにも、幅広くですね、健幸都市マスタープランということになってくると、ただ歩くだけということじゃなくして、いろんな意味でですね、各部が連携した形が必要になってくるんだと思うんですけど、今からマスタープランをつくるわけですから、どういうふうなことだというようなことまではわからないかもしれませんが、今現状これをつくるときに行政として各部で横の連絡はとりあっているのかどうか、そしてどういうふうなまちをつくりたいというような目的で、このマスタープランをお願いするのか、そのところがわかれば示してください。

総合政策課長

委員ご指摘をいただきましたように、このマスタープランの策定あるいはマスタープランに基づく事業の実施を進めるためには、行政の一分野、一事業だけが行うというものでは成功しないと考えております。これにつきましては企画調整部長を委員長、こども・健康部長を副委員長として、7部10課、現在予定では11名で構成をいたします飯塚市健幸都市推進委員会というものを内部で設置いたしまして、庁内関係部間の横断的な連携によりまして調整体制を確立しながら事業を推進していくというようなことを考えております。

兼本委員

まず、今までマスタープランとか何とかつくるときには、ただお任せででき上がった、言うたら絵に描いた餅みたいな形のものが多かったわけです。今後はですね、やっぱりこういうふうなものを、市長の目的であります住みよいまちづくりという形の中で言えばですね、これは定住人口の増というようなものにもつながっていくし、よそから飯塚に行けばいろんな意味でですね、障がい者とか、それから弱い人たちにもこういうふうな形でお手伝いがあるんですよというようなまちのPRにもなるわけです。そういうものでいくとですね、いま課長が言われたように、各部、各課をお願いするときに、こういうふうなことも入れてくださいよということをお先に言ってお願いしないと、ただ向こうがつくってきたやつを、はいわかりましたでは、何も血の通ったマスタープランにならないと思うんですよ。そういう意味では、今からつくる、これは特に補助は10分の10の事業ですから、うちのお金は出てないからいいやないかとい

うことじゃなくして、いろんな意味で介護、それから国民健康保険、いろんな意味で出てくると思うんですよ。これがまた、まちづくりの中にも入ってくると思うんですよね。例えば緑道公園をきれいにするとかいうようなものもですね、やっぱり一環として入ってくるんだらうと思いますからね。そういうふうな意味では各部、各課が本当に何回も協議をやってですね、そして飯塚市はこういうふうなまちを求めているんですよ。だから、これに合ったマスタープランをつくってくださいよというような、きちっとした対応をとってほしいしないと、ただつくってくださいと。でき上がったもの、こういうものができ上がりましたよと。後で議会のほうから、これはどげんなっとうとかと言われたときに、いやそれは検討中です、とかいうことのないようにですね、これについてはこういう方向でお願いして、こういう形でできましたというようなものを作っていかないと、いつも言われるように報告で終わるのではなくして、やはり職員の方たちがこういう形でやるんだという強い意気込みがあって議会のほうに報告しますとね、議会のほうもよくわかってくれるんじゃないかなと思うので、そののところはしっかり把握してやってください。そしていいものができてですね、私もすぐに70になりますから、健康で長生きできるようなですね、そういうふうなものをつくっていただいて、私たちの手助けにもなるようなマスタープランをつくっていただきたいということを強く要望してから、お願いしときます。

次に、保育士の基本給を上げるとか何とかいうような形で、これも県補助で10分の10。それでいろいろ見てたらですね、保育士が足りないと言われてるんですけど、保育士は足りないんじゃないんですね。保育士はいるんですよ。いるけどなぜ少ないかと言ったら、給与が少ないわけですね。非常に過酷な労働であって給与が少ないという形。ヘルパーさんとかそれから介護の施設についても、何年か前にやはり過重労働であるからということで給料を上げましたけどね。まず介護の施設で給料を上げた、2年前か、3年前か上げたよね。給与、国が補てんするということでしたよね。したやろ。いま介護は誰かな。介護、やったよね、あのときに。その後の情勢はどうなっているのか、ちょっとその後の情勢がどうなっているのか。給与を上げるということで、国の補助かなんかでやったよね。あれどうなった。

介護保険課長

平成21年に処遇改善が行われ、24年の料金改定からそれを反映させております。

兼本委員

いや、だからそれは処遇改善でやったのは知っているからね。それがどういうふう現場に反映されているのかということをつかんでますかということを知りたいわけ。

介護保険課長

平成24年度の給付を行うところから基本的に給付金に含んで改善しております。それで全体的に金額のほうはそれぞれの施設で上がっていったと思います。

兼本委員

いや、だからね、国がそういうふうな施設で働く人たちがやっぱり非常にきつからね、給料を上げようと、ベースアップしてあげようという形でやった。ほとんどこの保育士さんのやつと似たようなやつなんよね。だから、当然増額してやったということはわかってるわけよ。だから、それが現実問題として職員の給与にどの程度はね上がったかということをつかんでますかということを知っているわけ。現実はどういうふうになっているかということ。だから、つかんでなかったら、いつかこの次また聞くから調べてとってちょうだい。どういう施設にどの程度でベースアップになっているのかどうか。これも結局施設に払うわけやから、施設が本当に保育士さんにお金を払うかどうか、払うやろうと思いますけどね。もしかしたら、払わんかもしれんところがあるかもわからん。だから、そういうふうなものもあるから、一応、ちょうど介護の施設がそういうふうなことを何年か前に、これと似たようなことをやったからね、それがどうなっているかということをつかんで、そしてこの保育士さんの給与を今度上げると

ということですから、それがどのようになるか。これは保育所のほうが数が少ないから、より把握はしやすい。介護施設は多いから、なかなか全体をつかむというのは難しいかもわからんけど。1カ所か2カ所ぐらいつかむと、だいたいそれに合わせてみんなやっているはずだからね。そこのところ、次の時でもいいから調べとってください。

保育士に戻しますけど、これは結局払うところにその何%か上がるやつを上乗せして支払うということになるわけでしょう。

子育て支援課長

今ご指摘のとおりでございます。およそ5千万円につきまして保育士の処遇改善の給与とか、あるいは賞与、あるいは手当、各施設でバラバラでございますけども、そういった形で処遇改善を行うというような趣旨でございます。

兼本委員

これはもう保育士さんということは結局、民間の保育士ということになるよね。市の職員はまた違うからね。だから、これは今度そういうことで5056万3千円か、が手当てで出るといことですので、これは21保育園やから、21園で割ると1園当たりの単価はそんなにむちゃくちゃ大きな金額ではないと思いますけど、これもこの事業を実施した次にどうなっているのか、本当にそうになっているのかどうかということを検証しないとね。ただそれだけをやったから保育士さんよくなったろうということやなくして、これはもうおそらく単年度事業やろうと思うわけよね。だから、1年だけいいけど、次の年はまた元に戻るといこととで、どうか知らんけどね。単年度事業が継続した事業になるのか、そこのところはつかんできますか。

子育て支援課長

これも委員ご指摘のとおり単年度事業でございます。ただ、財源が子育て基金ということになっておりますので、来年度はちょっと未定ではございますけども、続く可能性もあるといこととでございます。平成27年度以降は先ほど介護保険課長が申しましたように、いわゆる保育単価公定価格、これに乗せられるのではないかといこととを考えられます。これは現在国のほうの子育て会議の中で、27年度以降の公定価格については議論がされている途中でございます。

兼本委員

飯塚市は待機児童ゼロといこととのような形で、いろいろ話が出ておりますからね。よそのところのように保育に入りたいけど入れないといこととはないといこととのような形で、一歩進んだ保育事業をやっているといこととですから、そのためにはやっぱり質のいい保育士さんを雇ってもらって、そして次代を担う子どもたちがですね、立派に大人になるような保育事業といこととものも飯塚市のためには非常に大切なこととですから、これも5千万円がどのようになっているのかといこととは、どっちみち決算のとき出ますけどね、きちっと検証はしとってください。

それからもう1つ、世界一行きたい科学広場実行委員会といこととは、これ私初めて聞いたんだけど、これは何ですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:23

再 開 10:24

委員会を再開いたします。

財政課長

世界一行きたい科学広場につきましては、九州工業大学、近畿大学産業理工学部、嘉穂高校などの近隣の大学、高校を中心に、さまざまな体験型のブースを17ブース出展いたしまして、子どもから大人まで自由に参加できる参加型の科学イベントを行うものでございます。昨年も図書館を中心として、コミュニティセンターの4階で理科とか科学離れをしつつある子どもた

ちに、そういう触れ合いのイベントを行いながら、こういった体験をしていただくというような内容でございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

田中裕二委員

おはようございます。総務委員会でお聞きしていいのかどうかちょっとわからないんですけども、道路橋りょう維持費で橋りょう長寿命化事業の補正が出ておりますが、これは一般質問でもさせていただきましたけれども、先ほどの説明の中では、平成25年度から35年度までの10年間で18の橋りょうを修繕するというふうな説明だったと思いますけど、そのとおりでしたか。

土木管理課長

はい、その予定で、18橋を10年間で修繕する予定で考えております。

田中裕二委員

先ほどの一般質問の際に、まず今年度はということで、先ほど説明ありましたように徳前大橋と飯塚駅通り橋でしたっけ、赤橋、これの修理をまずいたしますという答弁だったと思いますが、18の橋というのはいま初めてお聞きをいたしましたけれども、これは一般質問のときには、その後の対応として計画を立てながら実施をしていくという話だったと思います。この18の橋を修理するというのは、点検をした上で18橋を修理するのか、それとも予算が18橋分しかないから18にされたのか、この点いかがでしょうか。

土木管理課長

点検をいたしまして18橋を選定いたしました。

田中裕二委員

飯塚市の橋は626あって、そのうち早急に修繕をするのが望ましいという橋が33あったと思います。また、早急にではなくても修繕を検討する、検討したほうがいいと、修繕したほうがいいという橋を合わせれば242の橋があったと思います。いま言いましたように、33の橋が早急に修繕をしたほうがいいというふうな結果が出ているにもかかわらず18ということは、残りの15、これはどのように考えてあるのか、お尋ねをいたします。

土木管理課長

昨年、33橋ということでお話しさせていただいたのは、6月の時点でございます。それから実際に24年度末、昨年度の3月に策定計画が固まりまして、その中できちっとした見直しをいたしまして、18橋を選んだ次第でございます。

田中裕二委員

ということは、昨年6月の段階では33橋を早急に修理したほうがいいというふうに思われていたのが、再度点検をしたら18でよかったと。そういう答弁ですよ、今のは。ということですね。

土木管理課長

すみません。33橋の中から18橋に絞り込みはいたしましたが、その他の橋につきましても緊急性や重要性等を勘案いたしまして、今後検討して実施していく次第でございます。

田中裕二委員

これ以上聞いてもしようがないんですけど、10年間の計画で18ということは、残りの分に関してはそれ以降になるということですか。耐用年数はもう既に過ぎて、いつ落ちてもおかしくないという橋がいっぱいあるという、私はそういうふうな認識をいたしますけれども、質問でも言いましたように、橋が落ちたり、被害が増大しているわけでございますから、とにかく早急に点検、修理が必要なところは、これに追加するなりして、早急な点検、整備をお願いしたいと思います。これ以上聞いてもしようがないので、以上で終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第54号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:31

再開 10:36

委員会を再開いたします。

「議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

課税課長

「議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」について補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いします。本議案につきましては、平成25年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものであります。

議案書1ページから5ページに条文の改め文、6ページから11ページに、新旧対照表を掲げておりますが、内容の説明は省略させていただき、今回の主な改正点についてご説明いたします。

まず1点目は、個人住民税の寄附金税額控除についての見直しでございます。これにつきましては、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴いまして、ふるさと寄附金を行った者が、2,000円を超える額について全額控除できるよう、ふるさと寄附金に係る特例控除額を見直すものでございます。

2点目といたしまして、納税環境の整備に関する改正でございます。これにつきましては、国税の見直しに合わせまして、地方税に係る延滞金の利率を平成26年1月1日から引き下げるものでございます。

3点目といたしまして、個人住民税における住宅借入金等特別控除額に関し、適用期間を延長し、控除限度額を引き上げるものでございます。平成26年4月から実施される消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、個人住民税における住宅ローン控除の対象期間について、平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長するものでございます。その期間のうち平成26年4月1日から平成29年末までの入居者につきましては、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の5%から7%へ、最高13万6500円に拡充するものでございます。

以上、簡単ではございますが、市税条例の改正内容につきまして、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

兼本委員

市税に係る延滞金を引き下げるということでしたけど、何%を何%に下げるのか、ちょっと教えてください。

納税課長

現行の延滞金につきましては年利14.6%となっておりますが、改正後の平成26年1月1日以降につきましては、特例基準割合プラス7.3%、この特例基準割合と申しますのが、財務大臣が示す割合で、国内銀行の貸出約定平均金利の年平均、それに1%を加算した割合となっております。直近では平成23年10月から平成24年9月が1%であるため、特例基準割合はそれに1%をプラスして2%、プラス7.3%で9.3%、要するに14.6%から9.3%に下がるということでございます。

兼本委員

ということは、その金利の、いま金利は住宅ローンやら見直しがありようてね。その特例基準というのはどの利率を参考にするわけ。プラス1%の1%はわかるけど、1%と7.3%はわかるけど、もう1つ前の分はいつも変動するということになるわけ、変動するわけ。

納税課長

特例基準割合というのは財務大臣が告示する割合となっております。これは国内銀行の貸出約定平均金利の年平均率というふうになっております。それが直近で1%ということで、これからすればさっき言いましたように、1と1の2に7.3を足しまして9.3となります。

兼本委員

ということは、これは市税だけ。国保とかも延滞とかあるよね。そういうものとの絡みはどうなりますか。

納税課長

一緒になります。

兼本委員

そうすると国保の延滞金も当然来年の1月1日からは下がってくるということになってくる。なかなか計算が難しくなるね。年平均にプラス1とかなってくると、毎年毎年その延滞金の額が変わるということになるわけね。金利は変わってくればね。今のところ考えられているのは市税と国保税、ほかに何かあるんですか。

納税課長

言われますように市税と国民健康保険税です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第62号 財産の取得(消防ポンプ自動車)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

防災安全課長

「議案第62号 財産の取得」について補足説明をさせていただきます。

議案書の36ページをお願いいたします。本件は地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものでございまして、内容といたしましては、消防団飯塚方面隊第5分団片島分隊及び穂波方面隊

第6分団に消防ポンプ自動車各1台、計2台を買い替え、配備するものでございます。取得価格は記載のとおり3108万円、契約の相手方は株式会社ナカムラ消防化学福岡営業所でございます。

以上、簡単でございますが、議案の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第62号 財産の取得(消防ポンプ自動車)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第71号 飯塚市職員の給与の臨時特例に関する条例」および「議案第72号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」以上2件を一括議題といたします。執行部に補足説明ならびに先の本会議における審査要望に対する答弁を求めます。

人事課長

議案第71号及び議案第72号につきまして、補足説明をいたします。

以前配布させていただいております追加議案の概要書、A4判1枚ものがあるかと思えます。それと追加議案書にて説明させていただきます。

それでは、追加議案概要の上段、「議案第71号 飯塚市職員の給与の臨時特例に関する条例」をお願いいたします。なお、追加議案書では、1ページから3ページにかけて条例案を記載しております。概要書にてご説明いたします。

本条例案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の趣旨を踏まえ、地域における防災・減災事業への取り組みや地域経済の活性化が喫緊の課題であることから、その財源確保のため、当面の対応策としまして、職員給与の減額支給措置を行うための特例を定めるものでございます。

でございますが、給料につきましては、概要に記載のとおり、国家公務員と地方公務員の一般行政職の給与水準を比較する数値で、国を100とした場合の地方の数値を示すラスパイレ指数を基に減額措置を行うものでございまして、当市の平成24年4月1日現在のラスパイレ指数は、108.6となっておりますが、今回の減額率の設定は、国が行っております減額支給措置をしなかった場合の参考値といたしまして、国が示しております100.3とするためのものでありますことから、給料月額については、国家公務員の減額率を基本としまして、本市の行政職給料表で申します1級・2級適用職員、主事補あるいは主事等の若年層の職員につきましては、この減額率を4.6%、3級から6級までの適用職員である主任から課長相当職につきましては、減額率を7.77%、7級適用職員の部次長及び部長職につきましては、減額率を9.77%とするものです。

また本市におきましては、少人数学級の任期付教育職員を採用しておりまして、こちらにつきましては県費教育職員との均衡性から、県と同率の4.77%の減額率としております。

次に でございます。管理職手当について記載をしております。管理職手当につきましては、現在、行財政改革の取り組みとして、支給率を1ポイント減額しておりますが、今回の減額措置におきましては、他の団体の取り組み状況、あるいは国の取り組み状況等を考慮

いたしまして、現在行っております1ポイントの減額措置を取り止め、一律10%の削減措置とするものでございます。

次に でございますが、時間外勤務手当・地域手当につきましては、算定の基礎となります、先ほど申し上げました級毎の減額率、これによりまして給料の月額が減額となることに伴い、連動して減額となるものを記載しております。

次に の期末・勤勉手当でございますけれども、こちらについては12月期の期末・勤勉手当になりますけれども、他の自治体の状況、あるいは県の取り組み状況を勘案し、また職員の生活設計、あるいはモチベーション等のあり方にも考慮した中で、今回の減額措置の対象外とするものでございます。従いまして、本条例案において、特段の定めをしておりません。

最後に でございますが、この減額期間につきましては、当面の間ということで限定的なものでございまして、本年度に限定したものであることから、7月1日から来年3月31日までといたしております。

なお、今回の減額措置につきましては、基本的に賃金が定額でございます再任用、非常勤嘱託及び臨時職員につきましては対象外ということで、減額をしないということになっております。

続きまして、ただいま概要によってご説明いたしました内容を、条例案のほうで若干ご説明させていただきます。別冊の追加議案書の1ページから3ページをお願いいたします。

まず、第1条でございます。趣旨におきまして、先ほど申し上げました国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、本年7月1日から来年3月31日までを特例期間と定め、市職員の給与の減額支給措置期間を明記したものでございます。

次に、1ページから2ページに記載しております、第2条第1項では、先ほど申し上げました職務の級毎に減額率を定めたものでございます。同条第2項におきましては、第1号で管理職手当の10%減額を規定し、第2号及び第3号並びに同条第3項及び第4項におきまして、算定の基礎となる、給料月額の減額に伴い変動する地域手当や時間外勤務手当等の減額について定めたものであります。

同様に、第3条及び第4条では、給料月額の減額に伴い変動することとなる、育児休業に係る部分休業、介護休暇について規定しているものでございます。

次に、第5条におきまして、先ほどご説明いたしました、任期付教育職員の減額率について規定しております。

以上で、簡単ではございますが、議案第71号につきまして補足説明を終わります。

続きまして、議案第72号について補足説明をいたします。同じく、先ほどご覧いただきました追加議案概要書、A4縦1枚ものでご説明させていただきます。こちらの下段、議案第72号、追加議案書の4ページをお願いいたします。追加議案概要にてご説明いたします。

本条例案は、行財政改革に伴い、現在、来年3月までを期限として実施いたしております、市長、副市長、上下水道事業管理者及び教育長の給与減額につきまして、議案第71号と同様に、今回の国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の趣旨を踏まえ、給料月額の減額率を変更しようとするものでございます。

の給料につきましては、現在、行革の取り組みで行っております市長10%の減額率を15%へ、副市長、上下水道事業管理者及び教育長の減額率を5%から10%へ変更するものでございます。

の期末手当の支給に関しましては、先ほど職員の給与減額で説明いたしましたとおり、期末・勤勉手当を対象外としておりますことから、特別職等につきましても、今回、それぞれ上乗せいたしました給料の減額率5%につきましては、期末手当の減額対象としないものでございます。

最後に、期間についてでございますが、職員同様、減額期間を本年7月から来年3月までの9カ月間とするものでございます。

只今ご説明いたしました内容につきまして、追加議案書の4ページの改正条例案の本文及び附則に定め、5ページに新旧改正条例案対照表を記載しておりますので、ご参照方よろしくをお願いします。

簡単でございますが、以上で議案の補足説明を終わります。

続きまして、6月24日の本会議におきまして、10番議員から審査要望のございました7件につきましてご答弁いたします。なお、内容によりまして所管課が異なっておりますが、人事課よりまとめてご答弁させていただきます。

まず、第1点目、今回の給与支給減額措置を実施した場合の削減総額についてでございます。今回の給与削減措置の対象となります職員数は、任期付職員を含め915名を予定しておりまして、本年7月から来年3月までの9カ月間の給与減額総額は約2億1700万円と試算いたしております。

次に、第2点目、1カ月当たりの削減総額につきましては約2400万円と試算しており、職員1人当たり一月の減額金額は約2万6千円と試算いたしております。

次に、第3番目、職務級毎の減額金額につきましては、各級での平均給料月額と管理職手当等を含みました、いわゆる給与で申し上げますと、行政職給料表の7級の部長級が月額約4万8千円の減額と試算しております。6級の課長級で約3万7千円、5級の課長補佐級で約3万5千円、4級の係長級で約2万9千円、3級の主任級で約2万2千円、若年職員が主に適用しております2級の主事級で約9千円、最後に、1級の主事補級で約8千円が、一月当たり減額となるものと試算いたしております。

続きまして、第4番目、国の行革の取り組み状況についてでございますが、平成18年度以降におけます、国と地方における職員の削減状況について申し上げますと、まず、都道府県職員を含む地方公共団体の職員数は、平成18年4月1日現在で299万8402人となっております。平成24年4月1日現在では276万8913人となっております。22万9489人の削減、率にいたしますと7.65%の減少となっております。

次に、自衛官、裁判所等の特別機関を除く国の行政機関の職員の状況といたしましては、平成18年4月1日現在で33万532人となっております。平成24年4月1日現在では29万9758人となっており、3万774人の削減で、率にいたしますと9.31%の減少となっております。

次に、国会議員の定数の削減状況についてでございますが、直近では平成16年に参議院において、5人の定数削減が行われております。また、次期衆議院選挙において、5人を削減する法案が成立しております。

また、地方議会の議員定数につきましては、ご承知のとおり、市町村合併の影響もあり、大幅に減少しておりまして、市議会議員の推移といたしましては、平成18年12月31日現在、24,608人でありましたが、平成23年12月31日現在では、20,356人となっております。4,252人の削減、率にして17.28%の削減となっているところでございます。

次に、第5番目、現在の経済情勢についてでございますが、市内の経済状況、雇用状況に関しまして、ハローワーク飯塚管内の有効求人倍率の推移でご答弁させていただきます。最新の情報といたしましては、本年4月が0.69人となっております。前年同月との比較では0.11人増で、やや改善傾向にはありますが、前月と比較しますと0.05人減となっております。また不安定な状況となっております。全国、福岡県及び筑豊地区でも、前年同月と比較しますと、改善されている状況となっております。

また、完全失業者数及び完全失業率の推移につきましては、全国の数値が公表されてお

まして、筑豊地区の数値というのをございせんが、全国で申し上げますと、本年4月の完全失業者数は291万人、完全失業率は4.1%となっております。前年同月と比較しますと、完全失業者数は24万人、7.6%の減となっております。改善傾向、完全失業率も0.4%減で改善傾向となっております。

なお、完全失業者数につきましては、ここ1年間では昨年12月の259万人が最も少なく、それと比較しますと、本年4月は32万人増で悪化している状況となっております。このようなことから、雇用動向につきましては、ここ1年間の状況から一定の改善の兆しは伺えるものの、先行き不透明な情勢でありますことから、今後の予測は非常に判断が難しい状況であると考えております。

また、今回の給与減額に伴う市内経済に与える影響につきましては、現実的に地域の所得が減るということを考えれば、一定の影響はあると推測されるところでございます。

次に、第6番目、県内各市の減額支給措置への取り組み状況についてでございますが、お手元にA4縦2枚の聴き取り調査の結果表をお配りしております。そちらのほうもご参照いただければと思います。まず、内容についてですが、基本的に電話での聴き取り調査を行いましたところ、北九州市、福岡市を含みます県内27市、飯塚市を含んでおりません。27市のうち、国の要請では7月からの減額実施でありますことから、6月中に条例改正等の手続きが必要となります。6月議会がすでに閉会となっており、7月からの実施は行わないとしている団体が、行橋市、豊前市、中間市、太宰府市の4市と聞き及んでおります。

その他の23市におきましては、各団体におけるラスパイレス指数の違いなどにより、減額率の設定が異なるなど、内容の違いはございますが、7月からの実施に向け、議会の議決を頂き決定した団体、また、その他の団体においても、現在、議案の審議が行われている状況であるとのことでございます。

なお、先ほど申し上げました、7月からの実施を見送った4団体においても、ご承知のとおり、中間市においては市議会の解散や市長選挙の実施が予定されていることから、6月議会での審議ができなかったということでございます。今後の対応については、他市の状況等も見ながら、削減に向け検討の予定であるとのことであり、行橋市、豊前市、太宰府市においても、7月からの実施は見送ったものの、他市の動向、地方交付税の算定結果等の状況を見ながらやっていくという段階であるとのことご回答でございました。

最後に、第7番目でございます。先ほどのご答弁と若干重複いたしますけれども、減額支給措置の実施による筑豊地域の地域経済に与える影響についてでございます。今回、筑豊地域で減額措置を予定しております当市を含めた5市の減額見込み総額は、約5億5千万円程度になるのではないかと考えております。

地域経済への影響については、国においては衆議院本会議で「今回の地方公務員給与に係る要請が、直ちに民間賃金の引き下げにつながるとは考えていないこと、また、給与削減額に見合った事業として、防災・減災事業と地域の元気づくり事業に新たに取り組むことから、地域経済にマイナスの影響を及ぼすことのないように配慮している。また、「日本再生」に向けて、国と地方が一体となって取り組む必要がある。」との考えを示しております。しかしながら、職員給与の削減は、先ほどご答弁いたしましたとおり、地域の所得が減少するものであり、消費への影響は推察されるところであります。当市といたしましても、本年5月16日、第112回九州市長会において、「今回の大幅な給与削減措置は、地域経済にも多大な影響を及ぼすものである」との決議を行ったところでございます。

今回の減額措置が、期間限定とはいえ、多額の収入の減少が、経済や消費にどのような影響を及ぼすのか、具体的に算定することは困難ではないかと考えますが、参考となる一例といたしましては、総務省の家計調査年報により算出した、実収入に占める消費支出額の割合である消費転換率というデータがございます。これによりますと、所得の約6割が消費に回

るとの数値も出ているところでございます。

当市といたしまして、今回の減額措置が人件費の抑制と地方交付税の削減を同時に実施するものでありますことから、市民サービスへの影響や市民ニーズに的確に対応するため、そして、市民の皆様のご理解を得るため、非常に厳しい状況ではございますが、職員給与の減額措置に取り組もうとするものでございます。

以上で、審査要望につきましての答弁を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

兼本委員

先ほど説明の中でね、今までの自治体の行革に取り組んだことによる人件費の削減の努力を反映させて地域元気づくり事業費、それから緊急防災・減災事業費、それから国が実施する全国防災事業の地方負担分という形については措置しますよということになっています。これは大体どのくらいの金額があるのか。それで今さっきの話の中では2億1700万円ということですけど、大体2億8千万円ぐらいが全体の金額じゃないかなって話を聞いておりましたけど、これにいま言った、説明の中にあつた3本の事業債等々の交付税、それが大体どの程度、今のところどの程度というようなことはなかなか金額は出しにくいかわかりませんが、大体どの程度ぐらい予測されて、現在これに基づいて行っている事業があれば、どういう事業をやっているかということ、ちょっと説明してください。

財政課長

ただいまお尋ねの給与の削減に係るところの交付税と、これを受けたところのいろいろな防災・減災の事業であるとか元気づくりの事業とかというのがございますけども、この交付税に占める削減額については後ほどご説明したいと思いますけども、防災・減災だとか、そういった部分については国の総額はわかりますけども、市にどれだけの金額が来るのかというのは、今ちょっと試算しかねるところでございますので、国の規模の中でお答えさせていただこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

平成25年度の地方財政計画が平成25年1月24日に閣議決定がされまして、発表されております。その中で、地方公務員給与と費の削減額は平成25年7月から国家公務員と同様、平均7.8%の給与削減を実施するということを前提にいたしまして、8504億円とされております。一方で今お尋ねの、防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応としまして、給与削減に見合った事業費8523億円を歳出に特別枠として設定するとされております。その内訳としまして、1つ目に全国防災事業費、これが973億円、それから2つ目に緊急防災・減災事業費、これが4550億円、それから3つ目に地域の元気づくり事業費3000億円、これにかかわる財政措置については、先に言いました全国防災、それから緊急防災・減災、この事業費につきましては起債事業でございまして、100%の全額の起債事業で、全国防災については80%の交付税措置、それから緊急防災・減災事業については70%の交付税措置ということになっております。それから先ほど言っております3つ目の地域の元気づくり事業費、これにつきましては普通交付税により措置され、算定に当たっては各地方団体の人件費削減努力を反映するという形になっています。それについては職員の削減の取り組みであるとか、ラスパイレス指数、こういったものを参考に決定していくと。元は人口の数を基準ということとなっております。

それから先ほど言われました、緊急防災・減災事業についてでございますけども、これにつきましては、対象事業は地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業、及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などの地方単独事業でございます。本市におきましては、平成24年度の2月補正で計上いたしております経済危機対応地域活性化予備費、これに対応するため平成25年度へ繰り越した事業の財源とする予定で、今のとこ

ろ考えております。事業内容としましては鯉田小、飯塚小、八木山小、高田小、飯塚二中、各学校におけます大規模改造事業、こういったものに充てていきます。それから総事業としましては11億8121万7000円ぐらいを想定いたしておるところでございます。それから交付税の件費の内容でございますけども、これにつきましては人事課長が言っておりますけども、まだこの交付税自身が非常にどれぐらい削減されるかというの、まだはっきりいたしておりません。はっきりするのが12月以降になるかと思われませんが、仮にあくまでこれは試算でございますが、福岡県が記者発表で公表いたしております交付税の影響額の試算の考え方をベースに、飯塚市に置きかえて試算したということで、基準財政需要額、これへの影響額を仮にということで出していますが、約2億8200万円と推計されるところでございます。

兼本委員

いま聞きますと、国からの地方への財政移転と言いますか、それが8504億円の削減に対して8523億円の、新しくこれは自公政権のやつだろうと思えますけど、そうしますと19億円、本当言ったら増えたようになっていきますよね。数字だけで言ったらよ。特に元気づくりなんか普通交付税ですということですから、普通交付税は当然地方の一般財源が入るわけだから何に使ってもいいというような形になってくるわけ。逆に言うと給与削減しなくてもいいじゃないかということになる訳だから、しかしそうかと言って、じゃあ削減せんで、その分を職員の給与に充てるということをする、結局、本来は国はラスパイレスでやれということになっているけど、地方の自治体の給与が妥当かどうかということは、本当は地方の経済、地方の給与に基づいて、出すべきだろうと。何年か前に同僚議員は給与が高いよといった一般質問をやったこともあります。だからそういう形からいくと、本来は国の給与ではなくて地方の、例えば今の飯塚市の民間の給与と公務員の給与がどういうふうにあるかというようなところをやって、議会としては本当はそこまで調査して審議をやるべきだろうと思えますけどね。しかし現実にはやはり地方の給与からいくと公務員の給与は若干高いのではなからうかというふうに予測はできます。そういう形の中で、給与削減しないでその分を給与に充てるということになりますと、一応税金の使い道として公共の福祉に使いなさいということになっている分が、一部の人にそれを利益誘導していいかということになってきますから、皆さん方も給与が下がるということは、喜んで諸手を挙げて、どうぞと言う人はいないと思います。ここで説明しながら、出さないかんき、しょうがないなという中で出しているんだろうと思えますけど、しかしこれを今いろんな地域経済へ与える影響はどうかのというようなことで考えるか、それとも住民の立場に立って考えるかということになってくると、やはり住民の立場に立って考えるとやむを得んということじゃなからうかと思うわけです。だからそういう意味で言いますと、今言うように、国からの財源移譲というのが減らされた8504億円よりも8523億円、19億円高いということで、それに基づいてはやはり地域で行財政改革をいっぱいやったところについてはそれなりの手当があるのではなからうかと期待しとるわけです。何年か前に、飯塚市は行財政改革やってるから、何かやりますよというようなことも、特交かなんかももらったか忘れたけど、そういうようなこともあった。だからそういうふうな形から考えると、ただ地方公務員の給与というのは条例に基づいてやるわけだから、なにも国から下げなさいというようなことじゃなくして、議会の条例改正に基づいてやるわけだから、このやり方がいいか悪いかということになると、私は余りいいことではなからうと思えますけど、しかし市長も、地方6団体も何を言うかということで猛烈に反対したんだけど、やっぱり国としてはそういうことをやる。特にここから出ている財務大臣が、国家公務員が減るんだから地方公務員を下げたらどうかということをやられたというような経緯もあるわけだから、そういうものも含めてやると、やむを得んかなという気もするわけ。そういう中で考えると、またきょうの資料いただいたところで見ますと、28市においても大体皆さんしょうがないなという形でやっている。非常に皆さん方の給与が減ることで大変だろうと思えますけど、この給与の削減というのは、

もう一度聞きますけど、公務員だけ、例えば特例職、市長とかは除いて、我々議員までどうのこうのというようなところまで含んでいるのかどうか、ちょっとそのところだけ確認させてください。

人事課長

基本的に国が行っている措置といたしましては、議員におかれましても特別立法によって減額が今なされております。ただ、私ども国及び県のほうから指示等が来ておりますけれども、議員等につきましては自主的判断にお任せするという形での通達がまいておるところでございます。

兼本委員

うちも議長のほうから議会のほうもどうするかというような投げかけは受けておりますけどね。いまだなかなか話がうまくいってないけど、そういう投げかけもあってますから、ただ皆さんたちだけに血を流させるのか、我々も同じように血を流すのかというのは、今後の会議の決定によると思いますけど、そういうふうな話も出ております。しかし、いずれにしても市民に負担を転嫁するということは、やはり行政の立場としてはなかなか難しいから、苦渋の選択で出されたんだろうと思いますけどね、いずれにしてもいろんな話が出ておりましたことで、例えば逆に考えた場合に、国家公務員が人事院勧告で上がった場合に準じてうちも上げますよね。そのときは何も上がったから、景気がどのくらい上がるかということはないわけです。だから下げるときにどのくらい影響があるのかということややるんじゃなくして、1つは国の方針でこういう形でやってくれと、その代わりに財源補てんとしては19億円を多くやっているということですから、いずれにしてもやむを得んかなということ、インターネットでいろいろ出して聞こうと思ってましたけど、きょうは他市の事例も出とりますからね、これで終わりますけど、やむを得んことやなということを最後に付け加えて終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

田中裕二委員

1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、交付税の減額、これは先ほどの説明の中では、福岡県の試算を参考にすると飯塚市においては2億8200万円ほどの減額になるだろうと。今回、職員の皆さんの給料の削減による総額は2億1700万円というご答弁であったと思いますが、そのような認識でいいですか。

人事課長

先ほど申し上げました2億1700万円と申しますのは、給与の直接的な削減分でございます。実は給与に連動いたします、我々の場合には地方公務員共済負担金というものがございます。これも基本給が下がりますので、当然、予算支出としては下がります。この金額が試算でございますけれども4600万円ほど、この負担金が歳出予算としては減ってまいります。このようなことを足し合わせまして、現在はあくまで試算でございますけれども、2億8000万円に限りなく近づけるんじゃないかというふうなことで判断しております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

松延委員

先輩委員が質問されて、だいぶん答弁をいただいておりますので、重複しないように質問をさせていただきます。まず最初に、この議案につきましては非常に大事な議案だと私は思います。それで6月10日の定例会の初日に出してほしかったというのが素直な気持ちです。これはやはり先ほど先輩委員が言われましたように、考案の日が1日でも多かったらよかったなというふうに思っております。そこで職労との時間がかかったという話も聞きましたけれども、庁舎内での庁議の中では、これは十分に話をされたうえのことでしょうか。ちょっとその点だ

けお聞きいたします。

総務部長

庁議の中では、この件に関しましては協議いたしておりません。あとで報告をいたしました
が、この件に関しましては、市長以下4役と協議しながら、また職員労働組合と協議をした中
で提案をさせていただいております。

松延委員

皆さんに周知徹底されたということは間違いのないということで受け取ってよろしいですかね。
そしたらですね、今回の提案の内容につきましては国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関
する法律の趣旨を踏まえてということでございますが、先ほどの交付税の減額についてはもう
説明をいただきましたので、今まで飯塚市としてですね、先ほど人事課長から説明がありまし
たように、今回の減額の基準というものは国家公務員の給与が下がったことでラスが上がった
ということで、そこに1つの大きな基準があるという説明でありました。今まで、この給与に
関しては人事院勧告、人勤及びラス等で常にそういうふうに議会に提案されたと思いますが、
平成18年の11月、合併してですね、行財政改革大綱をつくられて、いま第1次改定の
終わり、第2次は26年度から35年度ということでございます。その中で給与の適正化と
いう文言が中に常に出てきておりますけど、人事課としては給与の適正化、そこにいま一度、
その給与の適正とはいかなるものか、どこに基準を置いているものか、もう大体そこら辺のと
ころは先ほど答えに出てきてますけど、その分ちょっと答弁願います。

人事課長

給与の適正化につきましては、ただいま質問委員のご指摘のとおり、私ども15万都市以下
につきましては、人事委員会というのを持っておりません。したがって、給与の決定と申
しますか、そういった勧告というのがございませぬので、基本的には国の人事院の示して
おります人事院勧告に従って、ご承知のとおり、これまでも対応してきたところでござい
ます。なお、地方公務員法におきましては、ご承知かと思えますけども、情勢適用の原則、あるいは民間
給与との格差是正といった中で均衡の原則ということもうたわっております。こういった中
で、やはり市民の皆様方にご理解をいただく適正な給与ということを設定するには、現状の中
では、やはり人事院勧告等を参考にしながら、あるいは近隣、福岡県等の状況等を参考にしな
がら、適正な地域における公務員給与というのを設定していかなくてはならないというふう
には考えております。

松延委員

まあ人事院勧告ということでございますので、人事院勧告を今後も尊重するのか。それとあ
と1つは、今回の国家公務員の給与が下がったことでラスが108.6から100.3という
ことでございます。となるとですね、今後このラスというものが、今回下げると100前後で
というふうな話になると思うんですが、要するに今後も人事院勧告を尊重していくかどうかと、
そのラスについては十分に国家公務員の給与を見ながらですね、そこら辺のところを今後も見
ていくのか、この2点お答えください。

人事課長

まず、ご指摘のラスパイレス指数のあり方についてでございますけれども、今回、国の要請
に基づきます減額措置におきまして、先ほどお話しのごございました全国市長会、あるいは知事
会等々からもですね、このラスの考え方について疑問が提示されているところでござい
ます。その中で、今後、地方の給与については基本的に先ほど質問委員のほうからございま
したとおり、各自治体で決定すべき事項ということの認識は国のほうも持っていること
でございませぬ。したがって、今後、地方と国との協議の場を設けるということで要請を
しており、それに対して総務大臣のほうもそういう機会を設けるという答弁も国会の中
でなされておるところでございますので、このラスパイレス指数のあり方を含めて1つの
指針としてですね、検討

されていくというふうに認識しておりまして、その分を見ていきながら今後考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。それから、この勧告に従ってということでございますけれども、やはり、なかなか地域の民間の給与状況等々の把握につきましては、1団体では非常に難しいところもございます。そういったデータの収集等も非常に難しいところもございます。そういった中で、適正にいかんか考えていくかというのは、非常に今後とも考えていかなくてはならない問題ではないかというふうに認識しております。

松延委員

最後とさせていただきます。今回はですね、国の要請、そして地方交付税の減額、これは極めて異例な状況が背景にあるかと思っております。それで、とりわけこの交付税がですね、今の税の制度、地方に残るような税の改革をしていただかないと、常に我々は交付税に頼らざるを得ない状況ですね。それで、今回、先ほど行橋市、豊前市、中間市、太宰府市、4市は7月から実施が難しいというふうなことであっております。私が心配するのは、今後、今回の交付税の減額については県の試算によると2億8200万円、人件費、そのうち2億1000万円ということであろうということでございますけれども、年度末に特交もありますよね。そこら辺のところ、この実施しなかったところを注目していただきたいと思うんですよ。なぜかという、実施したところはやはり実施しなかったところに、それならあなたのところ、金が潤沢にあるのかというふうな、国がですよ、そういう思いを持ってもらっても、そういう思いですよ、要するに国の税金を地方にばらまいているわけですから、実施したところがそのままになっておって、実施しないところもそのままの交付税で、今までどおりというのは、私はちょっとそこら辺おかしいと思いますので、実施しなかったこの4市についてですね、やはり目を配っていただきたい、見張っていただきたいと思うんですよ。国がそういうふうな要請をしたときに、いろんな先ほどの減災・防災等の代わりにやりますとか言って、実施しなかったところ同様であれば、これは不公平ですからね。だから、私は今回の交付税、今後の特交あたりについてですね、やはりそこら辺のところも、国にちゃんとやったところは見てほしいと思っておりますので、そういうことが出ないようにですね、見張っていただきたいというふうに思っております。以上です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第71号 飯塚市職員の給与の臨時特例に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第72号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

お手元の配付資料に基づき説明させていただきます。

まず、前回の委員会での質疑で出されておりました、中心市街地活性化事業における核事業の実施主体について説明させていただきます。

1 ページの(1)ダイマル跡コミュニティ事業は、株式会社まちづくり飯塚が実施主体となっております。その概要は、表に記載しておりますとおり、資本金380万円、役員の構成は代表取締役1名、取締役2名、監査役1名の合計4名となっております。出資者につきましては、個人の出資者が5名で、他に飯塚本町商店街振興組合及び1法人となっております。それぞれの出資比率については記載のとおりでございます。

(2)飯塚本町東地区整備事業の実施主体につきましては、の土地区画整理事業は飯塚市、2 ページのの優良建築物等整備事業は民間事業者、の子育てプラザ整備事業は飯塚市、そしての商業施設の再編については、商業継続者等となっております。

(3)吉原町1番地区第一種市街地再開発事業についての実施主体は、吉原町1番地区市街地再開発組合となっております。役員の構成は、理事長、副理事長及び理事3名、監事4名の合計9名となっております。

続きまして、3ページの2、これまでの経過及び今後のスケジュール(案)について、主なものを説明いたします。5月28日には吉原町1番地区第一種市街地再開発事業の事業計画決定の公告が行われております。6月3日から飯塚本町東土地区画整理事業における営業補償調査を実施しております。6月17日には飯塚本町東土地区画整理審議会における宅地の所有者の委員8名に係る公告を行っております。なお、土地区画整理審議会は、土地区画整理法により施行者が換地計画や仮換地の指定等について意見を聞くために設置するものであります。

今後のスケジュールにつきましては、6月28日には、先ほど説明いたしました飯塚本町東土地区画整理審議会の委員決定の公告をすることとしております。また、7月1日からは、飯塚本町東地区優良建築物等整備事業者の公募を行ってまいります。7月25日には飯塚本町東土地区画整理審議会を開催することとしております。7月26日には、飯塚市中心市街地活性化協議会を開催することとしております。7月29日には、優良建築物等整備事業を行う民間事業者を選定する際の評価組織である飯塚本町東地区優良建築物等整備事業者評価委員会を開催することとしております。9月下旬には吉原町1番地区第一種市街地再開発事業区域内建物の解体工事及びそれに伴う仮設バス停の設置を予定しております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

ちょっと1点、教えてください。取り組みの状況の中で、ダイマル跡地事業がありますよね。この中の実施主体は株式会社まちづくり飯塚ですね。これに対しまして、本市としましては1階の街なか交流・健康ひろば、これは市が取得するということですが、着々と事業計画が進んでいるようですけども、この街なか健康ひろば1階部分は、できあがったものを市が取得するんですか。それとも、テナント的に飯塚市が内部の工事は市のほうでするんですか。この点はどのようになっていますか。

中心市街地活性化推進課長

建築が終わりまして、できあがったものを飯塚市が購入することにしております。

小幡委員

できあがりを購入するということは、この株式会社さんに市としての要望等は伝えて施工してもらおうというか、つくりあげてもらおうような形式ですか。

中心市街地活性化推進課長

ただいま設計者、まちづくり飯塚並びに市の関係課と協議を進めております。そういう形で進めております。

小幡委員

そういうことでしょうか。そのパースなり現設計なり計画図なり、そういったものが我々に示されるのは、いつの時期ぐらいになりますでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

ただいま、各課、それと設計会社等と打ち合わせ中でございますので、それがまとも次第、ご報告できるのではないかと考えております。

小幡委員

時期は明確に言えないんですか。

中心市街地活性化推進課長

その辺も含めて、いま協議をしているという状況でございますので、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

小幡委員

それはまた教えてください。それに市の取得予定価格、お願いしている以上はいくらの範囲でつくってくれということがあるでしょうから、その金額も含めて、今回は結構ですから、時期と予定額を教えてください。

もう1点、前回、この株式会社まちづくり飯塚の役員構成ですね、出資者とその出資比率等のお尋ねをしておりますが、資料が出ておりますが、出資者の中に個人が5名と振興組合と法人1名が明記されております。各出資比率も出ておりますが、法人格が26%、個人で2名の方が26%と、出資比率からすれば俗に言う大株主と、比率上ではね。金額は大したことありませんが、この出資者の役員名は出てますが、出資者名はわかりますか。

中心市街地活性化推進課長

出資者の個人名、法人名につきましては、こちらには記載しておりません。出資者名につきましては、まちづくり会社のほうで非公開とすることを条件に出資されておるということで、会社のほうが個人情報にかかわるものであり、非公開情報として取り扱っているということでございますので、非公表とさせていただきます。

小幡委員

まちづくり飯塚の会社としてでしょう。議会として尋ねているんで、再度聞いてみてください。最終的に本市の税金を投入する事業ですからね。投入するというか、取得する事業ですから、明確な事業主、その内部構成、それを我々はチェックする責務がありますので、判例として暴力団関係者がいたとか、議員関係者がいたとかいうのを分からずじまいで投資もしくは投資した後に、本市が税金をね、あなた方はそれ気づかなかつたの、調べなかつたのじゃ済みませんので、会社のほうに再度、代表者はおられるでしょうから、提出のほどをよろしく確認してみてください。次回まで結構です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市県民税申告に係る収入金額の入力遅延による国民健康保険税納税通知書の税額誤りについて」報告を求めます。

課税課長

「市県民税申告に係る収入金額の入力遅延による国民健康保険税納税通知書の税額誤りについて」報告させていただきます。

国民健康保険税の税額計算につきましては、課税課において課税資料に基づき入力した所得等のデータにより行っております。今回、申告窓口で、「収入がない。」という申告をされた国民健康保険税の対象となる方で、かつ税額に影響のある197名の方に対しまして、国民健康保険税の納税通知書に正しい税額が反映されないまま、平成25年6月10日付にて納税通知書を発送いたしました。

翌日11日に市民からの問い合わせによりまして、収入のない方の入力漏れがあったことに気づき、同日から対象者の方に対して、電話及び訪問等により事情説明とお詫びを行ったところでございます。正しい税額での納税通知書を、6月14日付けで発送いたしました。

今回の事故につきましては、単純な事務処理上のミスであり、あってはならないことであります。市民の方へ大変ご迷惑をおかけしたことを十分に反省し、今後、このようなことのないよう細心の注意を払い、業務に取り組んでいく所存でございます。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。